

如く白す」とのたまふ。弟子答へて、上の如く具に述ぶ。親王状を聞き、錢を出して寺に償ひたまふ。方に知るべし、観音の大なる悲と法師の深き信とを。

沙門方広大乘を誦持して海に沈み溺れざる縁 第四

諸楽京に一大僧有り。名詳ならず。僧常に方広經典を誦み、俗に即きて錢を貸して妻子を蓄養ふ。一の子嫁ぎて、別れて夫の家に住む。帝姫阿陪天皇の代の時に、聲は奥国の椽に任けられ、すなはち舅の僧に錢二十貫を貸りて装して任けらるる国に向く。歳余を歴て貸れる錢一倍となり、僅に本の錢を償ひていまだ利の錢を償はず。いよいよ年月を逕て、なほ徴り乞ふ。智竄に嫌を懷きて、是の念を作さく、「便を求めて舅を殺さむ」とおもふ。舅知らず、なほ平の心もちて乞ふ。智舅に語りて曰はく「共に將て奥にして償はむ」といふ。舅聞きて往き、船に乗りて奥に渡る。智と船人と心を同じくし、悪を謀りて、僧の四の枝を縛りて海の中に擲陥る。詐りて妻に語りて曰はく「汝が父の僧汝が面を隣むと欲ひて共に率て度り来り、忽に荒き浪に値ひ、駆船は海に沈み、大徳は溺れ流れ、救ひ取るに便無し。終に溺ひ沈みて亡ぬ。ただし我れ

のみ僅に活けり」といふ。其の女聞きて、大に哀び哭きて言はく「幸無くして父を亡ふことは、凶らずして宝を失ふなり。我れ別に知る、父の儀を能見ることとは底なる玉を寧視るなり、と。また父の骨を得む。哀なるかな。痛きかな」といふ。僧海に沈みて、心を至して方広經を誦誦む。海の水凹み開け、底に踞りて溺れず、二日二夜を逕て、後に他船人奥国に向きて度りて見れば、繩の端泛びて有りて海に漂ふ。船を留めて繩を取り、牽けば僧上る。形色常の如し。是に船人大に怪びて、問ひていはく「汝は誰れぞ」といふ。答へて云はく「我れは某れなり。我れ賊盜に遭ひて繫へ縛られ海に陥れる」といふ。また問ひていはく「師は何の要術有るが故にか水に沈みて死なざる」といふ。答へていはく「我れは常に方広大乘を誦持す。其の威く神き力、何ぞ更に疑はむ」といふ。ただし聲の姓名は、他に顕さず。冀はくは我れを奥に泊てよねがふ。船人冀に隨ひて、奥に送る。彼の聲奥国にして、陥れたる舅の為に聊齋食を備けて三宝に供る。舅の僧展転りて食を乞ひ、偶法事に値ひて自度の例に有り。面を匿して居て、其の供養を受く。聲の掬自づから布施を擽げて、衆の僧に獻る。是に海の中に捨てられたる僧、手を申べて施を受く。行す掬見て、目測書になりて面赫然し、驚き恐りて隠る。法師咲を含み、顧らずして

三 大安寺の僧がここまで追つて来て徴るのは、異様である。  
三三「まうす」は、神仏に願つて授かる意。後代の「申し子」という語における「まうす」と同じ。  
三四 舍人親王の子で淳仁天皇の兄。天平宝字三年(宝元)六月に三品を授かり親王となる(統紀)。天平宝字八年(宝壽)十月に諸王とされて隱岐国に流罪(統紀)。致証は「船親王」という呼称をもつたにして、弁宗は孝謙天皇の時代に錢を借りて淳仁天皇の時代に返済をせまられたとする。  
三五 原文「繫像引繩」。

第四縁 三宝総法十五、扶桑略記・元明天皇条に引用。三宝総より今昔物語集・十四ノ三十八に書承。  
一 大通方広懺悔滅罪莊嚴成仏經をさす。三卷。同経・卷上に「大乘方広經典」とある。  
二 俗人としての生活をする事。経済活動についていうか。「剃除鬚髮、著袈裟、即俗取衣、營造產業」(下巻十縁)、「著俗當農、蓄養妻子」(下巻二十縁)、「居于俗家、而蓄妻子」(下巻二十八縁)など類似例がある。  
三 今沙門耽好酒樂、或畜妻子、取賤賣貴、專行詐給(弘明集・一所引理惑論)とあるように、中国でも僧の妻帯はめずらしいことではなかつた。  
四 隱岐国。諸注、陸奥国とするが、本説話では海路をこく一般的な交通路として利用して到達した、と叙述されており、また「駆船」の語もみえ、陸奥国とは考えにくい。当時、東国からは陸奥国へ海路がひらかれていた。さらに紀伊国から陸奥国への移動も海路を利用したと想定する説(平川南、中村太一など)も存するが、本説

話にみえるほどの一般的な交通路であつたとは考えられぬ。三宝総は陸奥国とするが、渡海を他国への途次とする。ただし、隱岐国と解したはあり、本説話に縁が登場するのは不審。隱岐国は下国で縁は置かれてはならない。隱岐国に縁が置かれたのは大同四年(六二)類聚三代格(上)。  
五 倍。現代語でいう二倍。利息が元金と同額になつた。雑合に、公私の財物を出挙(出)したばあいの利息の規定がみえる(金部義勝)。六十日ごとに利を取る。その利の上限は六十日につき八分の一。ただし四百八十日をすぎても利は二倍を超えてはならない。復利は禁止。  
六 四肢。七 官設の便船。  
七 父に再会することは海底の真珠を手に入れることだ。逢うことのできなない人を海底の真珠にたとえる例に、万葉集・七・三七、三三八、三三九、三三〇、などがある。  
八 叙述は海に投げ入れられた僧へと転ずる。  
九 若くは「大水所漂、称其名号、即得淺処」(妙法蓮華經・觀世音菩薩普門品)。「持此經者、若入大水、水即乾竭」(觀世音菩薩普門品)といつた記述が方広經に存在したことを思わせる説話展開であるが、方広經にはこのような記述は含まれていない。  
一〇 私は何某である、と名のつた。三 方法。  
一一 叙述は聲の掬へと転ずる。  
一二 道命の「わたつ海に親押し入れてこの主の盆する見るぞあはれなりける」に關する右衛門尉(じょう)であることが本説話と共通の説話(たとえば枕草子にみえる)を、本説話の伝承の末端に位置づける関根正直の説がある。  
一三 上巻十九縁。ここでは乞食僧をいう。齋会に食を求めて集まる乞食僧。

忍び、終に後に彼の悪しき事を顕さず。是れ海に沈み水汚みて濁れず、毒魚に吞まれず、身と命と亡はざるなり。誠に知る、大乘の威験と諸の仏の加護とを。賁に曰はく「美きかな、彼の悪を挙げず、なほ能く忍ぶ。寔に斯れ法師の鴻なる慈にして、忍辱の高き行なり」と。所以に長阿含經に云はく「怨を以ちて怨を報ゆることは、草をもちて火を滅すが如し。慈を以ちて怨を報ゆることは、水をもちて火を滅すが如し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

妙見菩薩變化して異しき形を示し盗人を顕す縁 第七

五

河内国安宿郡の部に、信天原山寺有り。妙見菩薩の為に燃燈を献る処なり。畿内に年ごとに燃燈を奉る。帝姫阿倍天皇の代に、知識例に依りて燃燈を菩薩に献り、並に室の主に錢と財物とを施す。其の布施せる錢の中五貫を、師の弟子竊盗みて隠す。後に錢を取らむが為に往き、見れば錢無し。ただし鹿箭を負ひて仕死ぬ。仍りて鹿を荷はむが為に、河内市の辺の井上寺の里に返り、人等を率て至る。見れば鹿にあらず。ただし錢五貫なり。因りて盗人を顕す。定めて知る、是れ実の鹿にあらず、菩薩の示す所なり、と。是れ奇異しき事なり。

禅師の食はむとする魚法花経と化作りて俗の誹を覆す縁 第六

吉野山に一の山寺有り。名けて海部峯と号ふ。帝姫阿倍天皇の御世に一の大僧有り。彼の山寺に住みて精勤めて道を修ひ、身疲れ力弱く、起居すること得ず。魚を食はむと念欲ひて弟子に語りて言はく「我れ魚を啖はむと欲ふ。汝求めて我れを養へ」といふ。弟子師の語を受けて紀伊国の海辺に至り、鮮き鮭八隻を買ひて小櫃に納めて帰り上る。時に本より知れる檀越三人、道に遭ひて問ひて言はく「汝が持つ所の物は何物ぞ」といふ。童子答へて言はく「此れ法花経なり」といふ。持てる小櫃より魚の汁垂り、其の臭きこと魚の猶し。俗経にあらずと念ふ。すなはち大和国の内市の辺に至り、俗等と俱に息む。俗人逼めて言はく「汝が持てる物は経にあらず、此れ魚なり」といふ。童子答へて言はく「魚にあらず。当に経なり」といふ。俗強ひて開かしむ。逆ひ拒

一 底本訓釈には「漂青(ツ、良可爾)とある。『肝(況但反、憂也、張目の目、目豆、良加爾須) (新撰字鏡)、瞿(ツ、マラメ) (名義抄)より推せば、(つづら)か(は)目を見ひらいて驚くさまをあらわすようである。一測は「漂」の異体字だが、底本は「漂青」のばあいは本文には「漂」の字を用いない。訓釈には用いている。底本に従うならば、下巻四縁は「漂青」、二十五縁は「漂青」。「漂青」がどのような意か不明なので用字の適否を決定できない。本書ではかりに「漂青」としておく。

二 この引用文は長阿含經にみえない。梵經經古迹記・下末に「世間之孝、以怨報怨、如草滅火、勝養之孝、以慈報怨、如水滅火」とある(效記)。

第五縁 靈驗譚。人々の帰敬、深信、などを説かず、菩薩の靈驗のみを説くのは、かえって古態を示すものか。

一 中巻七縁。三末詳。

四 この寺の妙見菩薩にとつて燃燈を献ることがきわめて重要なこととされてきたことがうかがえる。「我北辰菩薩、名曰妙見(衆星中最勝) (七仏八菩薩所説大陀羅尼神呪經)とあるように、星(北辰)をその本体とする菩薩であることにかかわる。

五 近隣の人々だけでなく畿内全域の人々が、一時的にはなく毎年恒例に「畿内」は、本説話當時は平城京を中心とした地域。大和、山背、摂津、河内、和泉(七五七年に「和泉国」が成立)の諸国。

六 上巻三十五縁。七僧。

八 室主の僧が「師」、その弟子が「師之弟子」。こ

れもやはり僧である。  
九 錢を盗みかくした弟子の僧が。  
一〇 妙見菩薩、盗人、鹿、市、というイメージの結びつきは、上巻三十四縁にもみえる。本説話の標題に「妙見菩薩變化」とあることより推せば、この鹿は妙見菩薩が姿を変えたもの。妙見菩薩と鹿との結びつきには不明点が多い。  
一一 未詳。餌香市(が)か。現在は大阪府藤井寺市内。  
一二 未詳。大阪府柏原市に所在する高井田廃寺か。上文の信天原山寺と同一の寺をさすように読めるが、いささかあまいである。井上寺は慧灌の創立(古事記書・一)。

第六縁 三宝絵・法十六に引用。三宝絵より本朝法華験記・上十に書承(主人公を二沙門広恩とする)。今昔物語集・十二ノ二十七に書承。  
三末詳。  
四 上巻四縁では願覚が優婆塞に起居安くありやいなやとことばをかけている。その願覚には魚食伝承が推定される。  
五 古南海道を通り、紀ノ川の河口あたりに出る。このあたりは紀伊国海部郡。上文の「海部峯」との関係は不明。  
六 ボラの類。

七 この数字が何を意味するのかわからない。説話展開上は檀越は一人であってもよい。  
八 登場人物の呼称や表記を、「大僧二師二禪師」、「弟子二童子」、「檀越二俗人」と変化させている。童子は、上巻三縁。  
九 掃途は同じ道を行進している。「内市は大和国宇智郡に存した市。現在では奈良県五條市内。